平成２４年（フ）第２３１号
京都市左京区岩倉幡枝町81番地２　協栄ビル管理岩倉寮103号室
債務者　門　　政良
1　決定年月日時　平成24年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第６７５号
広島市安佐南区緑井４丁目18番11―４号
債務者　石川　尚美
1　決定年月日時　平成24年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月15日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１３３６号
広島市佐伯区五日市中央４丁目２番45号
債務者　田中由美子
1　決定年月日時　平成24年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月15日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２５号
広島市東区戸坂南１丁目５番14号
債務者　折出　有紀
1　決定年月日時　平成24年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月15日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第５０号
広島市東区福田８丁目14番19号
債務者　藤田智代子
1　決定年月日時　平成24年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月15日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第６０号
広島市南区宇品西２丁目10番３号
債務者　野地　市乃
1　決定年月日時　平成24年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月15日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１３０号
広島市西区己斐本町２丁目13番26―602号
債務者　大本　愛美
1　決定年月日時　平成24年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月15日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第３６３号
福岡市東区香椎浜４丁目７番１―213号
債務者　鮎川　俊江
1　決定年月日時　平成24年３月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第３６８号
福岡県糸島市二丈深江2127番地28
債務者　吉田　新治
1　決定年月日時　平成24年３月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第３７３号
福岡市早良区東入部２丁目11番23―102号
債務者　日高　一未（旧姓岡本）
1　決定年月日時　平成24年３月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第３９１号
福岡県糟屋郡宇美町宇美東１丁目４番７号マーヴェラス空VI202
債務者　石原　勝美
1　決定年月日時　平成24年３月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第４２１号
福岡県春日市天神山１丁目39番地メモリー西村２・102号
債務者　崎濱　竹子
1　決定年月日時　平成24年３月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第４３４号
福岡市中央区大宮２丁目３番16号
債務者　平島　　計
1　決定年月日時　平成24年３月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第５号
秋田県鹿角市十和田草木字山田41番地
債務者　黒沢由紀美
1　決定年月日時　平成24年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月16日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２４年（フ）第４３号
山梨県甲府市徳行３丁目11番20号　滝口住宅３号
債務者　後藤　幹雄
1　決定年月日時　平成24年３月16日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月16日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第５２号
山梨県甲斐市名取283番地１
債務者　平賀　正也
1　決定年月日時　平成24年３月16日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月16日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第６９号
大分市金池南２丁目４番11－805号　リヴェール金池南
債務者　大石　順子
1　決定年月日時　平成24年３月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月16日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第７５号
大分市大字里2620番地　グリーンコート旭38号
債務者　佐藤　峰子
1　決定年月日時　平成24年３月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月16日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係